

# 一般競争入札の公告（郵便入札案件）

## 令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務

次のとおり一般競争入札（郵便入札案件）に付します。

令和8年1月14日  
広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

### 1 業務概要

- (1) 業務名 令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務
- (2) 業務場所 広島市東区温品一丁目8番23号外
- (3) 業務内容
  - 交通管制業務 一式
  - 道路巡回業務 一式
    - 道路巡回
    - 特別巡回
    - 設備動作確認
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (5) 業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

### 2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
  - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ないこと。
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分(本件の入札に参加し、又は本件の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていない者であること。
- (6) 入札日から過去3年間、交通管理業務に関して不正もしくは不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不適当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (7) 道路整備特別措置法に基づく会社もしくは地方道路公社の管理する有料道路における交通管理業務（以下「同種業務」という。）で平成27年度以降に完了したものについて通算して3年以上の履行実績を有すること。  
なお、共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、出資割合が30%以上であるものに限る。
- (8) 業務責任者として、次に掲げる要件をすべて満たす者を、1名以上配置できること。
  - ア 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の管理監督経験を通算して2年以上有すること。  
「管理監督経験」とは、本業務における「業務責任者」に相当する職の経験を指す。  
なお、「管制員」に相当する職の場合は、5年以上の経験をもって管理監督経験とする。
  - イ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。

(9) 管制員として、次に掲げる要件をすべて満たす者を、12名以上配置できること。  
ア 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して2年以上有すること。  
「実務経験」とは、本業務における「道路巡回員」に相当する職の経験を指す。  
なお、「管制員」に相当する職の経験も可能とする。  
イ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。  
ウ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

(10) 道路巡回員として、次に掲げる要件をすべて満たす者を、配置予定道路巡回員全体の2分の1以上配置できること。  
ア 平成27年度以降に完了したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して1年以上有すること。  
「実務経験」とは、本業務における「道路巡回員」に相当する職の経験を指す。  
なお、「管制員」に相当する職の経験も可能とする。  
イ 一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。  
ウ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

(11) 業務責任者・管制員・道路巡回員の全員について、次に掲げる要件を満たすものを配置できること。  
ア 普通自動車運転免許を取得しており、かつ2年以上経過していること。  
イ 救急救命講習を修了していること。  
ウ 入札参加者と直接的雇用関係(注1)にある者であること。

(12) 業務員(管制員・道路巡回員)配置の留意事項  
ア 業務開始までに、業務員の職種に応じた教育訓練を実施できること。  
イ 業務開始までに、現行業務受注者の業務実施内容に関する引継ぎを実施できること。  
ウ (12)ア～イに関して必要となる全ての費用を負担できること。

(13) 国税(消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。

(14) 他の入札参加申請者と次のいずれかに該当する関係がないこと。(共同企業体で入札参加する場合は、自らを構成員とする共同企業体の他の構成員を除く。)  
ア 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。  
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
イ 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。  
(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(15) 入札参加にあたっては、単体企業又は共同企業体のいずれでも可能とする。  
なお、単体企業により入札参加する場合は、本件業務の入札に参加する共同企業体の構成員となることはできない。  
ア 共同企業体の資格要件  
(ア) 共同企業体の構成員は2者又は3者とする。  
(イ) 各構成員の出資割合は、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上とし、代表者の出資割合は構成員のうち出資割合が最大であるものとする。  
(ウ) 共同企業体を結成した構成員は、本件業務に係る競争入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。  
(エ) 共同企業体の構成員のうち1者が2(7)に掲げる要件を満たしていること。  
(オ) 2(1)～2(6)に掲げる要件については全ての構成員が満たすこと。

イ その他

共同企業体については、別添の「令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務に係る共同企業体の取扱いについて」を参照すること。

(注1) 共同企業体の入札参加にあっては、直接的雇用関係は、構成員のうちいずれかと直接的な雇用関係があればよいものとする。

(注2) 2(7)(8)(9)(10)で求めている平成27年度以降に完了した履行実績、管理監督経験及び実務経験については、複数年契約の業務履行途中である場合は、年度単位の完了を有効とする。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部課

ア 入札・契約手続きに関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話(082)508-6848

イ 仕様書等内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保全管理部交通管理課交通管理係 電話(082)508-6820

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和8年2月19日(木)まで

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)「調達情報」からダウンロード

#### (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和8年2月2日(月)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。

#### (4) 競争参加資格の確認及び通知

競争参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和8年2月5日(木)までに競争参加資格確認結果通知書により、競争参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

### 4 入札日時等

#### (1) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の郵送方法等

ア 開札日時 令和8年2月20日(金)午前10時00分

イ 開札場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 入札方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

- 一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。  
一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。
- 郵送先は上記3(3)イに掲げる場所とする。
- 到達期限は、令和8年2月19日(木)の午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者(入札参加者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

#### (2) 入札金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付 (契約金額の10分の1以上を契約締結日までに納付)

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

## 5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格の設定について

本件業務は、調査基準価格を設定し、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、本件業務の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、本件業務の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、本件業務の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には本件業務の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

$$A = (a+b+c) \times 110 / 100$$

A : 調査基準価格

a : 直接業務費×9.7 / 10

b : 現場管理費相当額×9 / 10

c : 一般管理費等×6.8 / 10

なお、入札書記載金額との比較は、上記調査基準価格の110分の100に相当する額とする。

また、調査基準価格は、落札者決定の後、公表する。

(2) 失格基準価格の設定について

本件業務は、失格基準価格を設定し、次の算式により得た額に100分の10に相当する額を加算した額とする。調査を行うにあたり、入札価格が失格基準価格を下回っていることが判明した場合には、調査を打ち切り落札者とはしない。

$$\text{直接業務費} \times 0.9 + \text{現場管理費相当額} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3$$

なお、入札書記載金額との比較は、上記失格基準価格の110分の100に相当する額とする。

(3) 調査基準価格に満たない入札があつた場合の取扱い

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行った上で、後日落札決定する。なお、落札者決定の後、落札者と決定されている者に対しその旨を通知するとともにその他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。この場合において、落札者とされなかつた入札者

から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を当該請求を行つた入札者に通知するものとする。

(4) 低入札価格者を契約者とする場合の措置

ア 契約保証金

契約締結にあたり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、広島高速道路公社委託契約款（役務の提供）特約条項の規定により、業務委託料の10分の3以上とする。

イ 契約解余の場合の違約金の額

広島高速道路公社委託契約款（役務の提供）特約条項の規定により、業務委託料の10分の3以上とする。

(5) その他

低入札価格調査制度等については、別添の「令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務に係る低入札価格調査の取扱いについて」を参照すること。

6 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、契約書及び設計図書等に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争参加資格が無いものと扱う場合がある。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (7) 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。
- (8) 業務期間中における広島高速5号線の供用開始にあたり、受注者と協議の上、業務対象区間の追加等の変更契約を行う場合がある。

以上